

Title	明治前期大審院判決録刊行會編 『明治前期大審院民事判決録』 (第一巻)
Sub Title	The publishing association for the collections of judgements of the supreme court in early Meiji era (ed.) : The collections of civil case judgements of the supreme court in early Meiji era, vol. 1
Author	向井, 健(Mukai, Ken)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1957
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.30, No.7 (1957. 7) ,p.78- 81
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19570715-0078

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

困窮を打破し財産犯罪の原因を少なくすることが一番望ましいけれども、これは強力な社會政策と財政的な支援を必要とする。これが急には爲し得ないとすれば、差し當つては社會の構成員が自覺して、犯罪を未然に防ぐことに専念しなければならぬ。たしかに本書は内容豊富であり、かつ面白く書かれたモノグラフィである。多方面の讀者層を得ることは必定である。従つて科學的、心理學的體系は後退し、犯罪のいろいろな技術攻撃方法を純粹に記述したこの方が、前景に出ている。著者ヘンティッヒが非常に具體的に敘述した本書は、しかし犯罪心理學者にも貴重な示唆を與えるであらう。その意味で體系書というよりは、ケースブックとしての役割を認めたい。ともあれ、行爲者人格を精査するに當つて、これ迄一般に問題となつていたよりも、はるかに多く徹表的な利用を可能にする筈である。

本書については H. Krüger が Monatschrift für Kriminologie und Strafrechtsreform 39. Jahrg. 1. Heft. 1956. S. 56 ff. v. Germann が Schweizerische Zeitschrift für Strafrecht 72. Jahrg. 1957. Heft 1. S. 85 ff. で書評を行つてゐる。

(一九五七・六・一二)
(宮澤浩一)

明治前期大審院判決録刊行會編

『明治前期大審院民事判決録』

(第一卷)

「大審院判決録」第一輯が世におくられたのは明治二八年であつたが、それより以前、明治八年大審院創設以來の二〇年間にわたり、年々、同名の判決録が出版されており、その冊数が二〇〇冊にもおよんでいたことを知る人はすくない。現在、その完本を蔵するところば、専門の法律圖書館といえども皆無に近く、研究者すらも容易に披見しがたい稀觀書となつてゐる實情にある。

いまさら喋々するまでもなく、判例は「生ける法」であり、判例をはなれて、ある國で、ある時代に實際に行われていた「法」を察知することは不可能である。判例は、一面では、その時代の社會生活の實態をつぶさにつたえ、他面において、その時代の法律理論の水準を如實に示している。今日、わが國における立法も、學說も、裁判も、これらすべてが、明治初年このかたの判例の推移變遷をまつたく度外視しては理會しえない、という意味で、過去のふるき判例をさぐることは、法曹・學者にとり、たんなる歴史的な興味のみ

にとどまるものではないであろう。別言すれば、「大審院判決録」以前の判例を知ることなしには、明治以降のわが法制の發展構造を正確にとらえることはできない、といいうるのである。この貴重な判例が、既述のとおり、ほとんど近づきえない状態におかれていたので、専門家にとつては、ひさしい期間、まことに隔靴搔痒の思いをいだかせていたのである。すなわち、ここに、明治前半期の「大審院判決録」の複製・刊行がつよく要請されるゆえんがあつた。

さきに、斯界のエキスパー十數氏によつて明治前期大審院判決録刊行會の結成を見、本塾より手塚豊・田中實兩教授が参加されたのであるが、同會においては、まず第一期事業として民・商事部門の複製が企畫され、今般、その第一巻がいよいよ上梓されるはこびとなつた。研究者にとつて、多年の渴望をいやす絶好の朗報であり、いうなれば、まさに旱天に慈雨の感がふかい。

この價値たかき文書の再現により、明治前半期の空白は完全にうめられるのであるが、この年代の資料の充實は、將來の攻究に大きな礎石をあたえ、かならずや新たなる視野が開かれるにちがいない。まことに斯學の進展のため慶賀にたえないところであるとともに、このきわめて有意義な、しかし歴大至難の業に眞正面から取りくまれた、我妻榮氏を代表とする編集委員諸氏の犠牲的な努力に對し、衷心より敬意と感謝を表したい。

二

「明治前期大審院民事判決録」と表題される本書は、さいわいにも散佚をまぬかれて、既刊の判決録がほぼ全部そろつている法務省の

法務圖書館所藏本を底本とし、これを、最高裁判所事務總局訟廷部に、これまでたくもほとんど完全に保管されていた大審院判決原本と嚴密なる對校を行つた後、活字にうつされたものである。

第一輯前の「大審院判決録」およそ二〇〇冊のうち、民・商事の部は七〇巻を占めているが、本書は、これを寫眞版により全二一巻（ほかに、綜合索引一冊が附加される豫定）に縮冊して公刊される。そして複製にあつては、判決原本といちいち對照することによつて、既刊判決録に不収載の大審院判決のすべてをも採録してある。

この種のもは、明治一三・一四年分までは少數であるが、爾後しだいにその數を増し、一八年以降は「後來ノ判例撰」トナルヘキモノ、ミヲ撰抜（明治八年大審院長ノ、民事判決録凡例）して判決録に登載する方針が採られるにいたつたので、これより以後の本書集録判決は、かなり歴大な量に達する。加えて、二一年ないし二三年の三ヵ年は、判決録がまったく休刊されていた。したがつて、この期間の全判決は、今回はじめて世にでることとなるわけである。さらに、判決原本と縮密に對校して見出された誤記・誤植の摘記、判決録に添附してある正誤表、裁判官の少數意見など判決原本に綴込みある注目すべき參考資料、願下事件など、すべて洩れなくおさめてある。「判決資料をできる限り完全に再現」するための「勞費はもとより少くないが、しかしわれわれはこれらの新資料が學問上大きな寄與をもたらすものであることを確信し、及ぶ限り良心的な編集を期するものである」といわれる決意の、忠實な發現にはかならないであらう。

さて、このたび發刊された第一巻は、明治八年七月より一〇年一二月にいたる二ヵ年半の判例を登載している。本書の構成をみると

二部にわかれており、その第一部(五頁以下)は既判判決録の複製にあてられ、判決録九頁分ずつを、本巻一頁のわりに縮冊してある。この部は、判決録の複製を目的とするものであるから、判決録と判決原本との對比により明らかとなつた誤記・誤植のうち、きわめて重要なものは、第二部の「収録判決参考事項」中に記載することとし、また、判決録に附してある正誤表については、綴込みあるものはその個所にしたがつて、挿込みのものなどは當該判決録の末尾に、それぞれ採録してある。

その第二部(二六頁以下)は「補遺」であり、それはさらにつきの四項目に區分される。第一は「収録判決参考事項」として、判決原本に綴込みある各判決についての参考資料を細大なくおさめてあり、第二は「不収録判決」であつて、さきにしるしたごとく、判決録に掲載されなかつたすべての判決をまとめている。第三は「願下事件」の項であり、審理中途で解訟などによつて願下となつた各事件の名稱・願下事由をしめし、第四は「處理不明事件」として、本巻編集完了のときまでに、その處理顛末が分明するにいたらなかつた事件につき摘記してある。

本巻の末尾に、「判決索引」が添加されており、収録順番號・判決月日・事件番號・事件名・當事者・擔當裁判官・判決原本巻丁數・判決録巻丁數・本書頁數の順に排列されていて、檢索の便に利するところが多い。なお各事件ごとに、判決要旨・關係事項・参照法令などをあわせしめす必要があるが、これらは、本書全巻完結後に刊行さるべき「綜合索引」にゆずられている。

ここでちなみに、本巻に集録された當該年度の、既判判決録なら

びに判決原本の概要を表示すれば、左のとおりである。

年度	判 決 録		判 決 原 本		備 考
	件數	冊數	件數	冊數	
明治二〇	八六	三三	九	一	頁數および丁數は本文のみ。判決原本の件數は願下事件をふくむ。
明治一九	六六	一四〇	一七五	二二	
明治一八	二二四	四〇〇	三六	一	八年および九年の判決原本は一冊に合綴。判決原本の件數は判決録の件數よりすくないのは散佚したものがある。
明治一七	二四九	二二	三〇	二二	

おさめられた個々の判例を通覽していくと、明治初年の態様が身近に感ぜられて、まことに興味つきないものがあり、また資料的見地よりするも、すくなくならざる收穫が見出される。それらを詳細に舉示するのは、かぎられた紙幅ではあり、かつ、この小稿の範圍を超えるかとも思料するのでここでは割愛し、他日を期すことにしたい。

三

おもうに、明治前半期の「大審院民事判決録」は、明治以降、わが國私法の發展をそのままにうつしているかがみである。と同時に、それは、無限の資料をいだけ偉大な寶庫でもあらう。けだし、當時の司法を知るもつとも基本的な文書であるのみでなく、そのなかに、そのころの社會・經濟の諸情勢が如實に反映されているがゆえに、法制史はいうまでもなく、經濟史その他、隣接する諸研究分野の探究に、きわめて價値のたかい素材として提供されるからであ

る。

初期の大審院判例から、まず考察をほりさげていくことは、法曹・學者にとつてとりわけ重要な意義をもっている。かつて石山彌平氏は、はやくからこのことに着目していたが、その後、中田薫博士が入會の理論を、この源泉より汲まれたのは學界周知の事實である。

この貴重な、そして今日では稀覯となつた既刊の判決録を複製・刊行する——判決原文との對校により多くのものを補ひ、完璧な姿で判決を再現して、世の人々の共有財産にする——という至難な事業に敢然とすすまれ、現在のぞみうる最良の形にまとめあげられた編集委員諸氏に對しては、後學のひとりとして畏敬の念を禁じえない。

近來、明治史攻究の氣運ようやく勃興し、その長足の進展は年をおうてめざましい。このとき、さらに「明治前期大審院民事判決録」が出現したことは、この氣運に拍車をかけるものであらう。明治初年以降における諸判例の史的遷移を精到に吟味することにより、將來、幾多のすぐれた勞作が編まれ、明治史の究明に一段のふかみを加えるにちがいない、とおもわれる。

この後世にのこる偉業のつづがなき完遂を心より希念しつつ、つたなき紹介の筆をおきたい。(三和書房刊 A4判 二八八頁 頒價二〇〇〇圓)

(向井 健)

執筆者紹介

田口精一	法學部助教授	憲法
中村 洸	法學部助教授	國際法
中谷 瑾子	法學部助教授	刑法
宮澤 浩一	法學部助手	刑事學
向井 健	法學部副手	日本法制史
奈良和重	法學部副手	政治學